

平成27年度事業計画

(環境認識)

平成21年6月に薬事法が改正され、新たな一般用医薬品販売制度が始まりました。

新制度のもと薬種商は、個人資格の登録販売者になり、一般用医薬品販売の専門家として、科学的根拠に基づいた適正な情報提供や相談対応を行い、セルフメディケーションを適切に支援するなど、一般用医薬品の適正使用を支えるため、制度上、社会生活上、重い責任を担う職能となりました。

また、平成25年1月の最高裁判決を踏まえ、インターネットによる一般用医薬品の販売が認められることになり、今までの対面販売の原則が大きく崩れることになりました。しかしながら我々は、ルールを守ったネット販売が行われているのかを監視し、石川県民が安全に一般用医薬品を使用できる環境を整備して行くことも公益法人に課せられた責務であろうと考えます。

27年に実施される試験より受験資格のうち1年間の実務経験が不要となりより多くの方が受験すると見られています。石川県でも、現在2千人を超える登録販売者が誕生しています。当協会は受験資格が緩和されたことを受け、薬局及び店舗販売業者に受験講習会の案内を送り、北陸大学のご協力により4月から8月にかけて講習会を実施いたします。

このような状況下、平成24年に厚生労働省は「登録販売者の資質向上のための外部研修に関するガイドライン」を作成し、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業に従事するすべての登録販売者が受講するよう制度化し、本年度で4年目を迎えています。当協会でもガイドラインに沿った「登録販売者生涯学習研修会」を実行し、会員は許より各方面に対して、従事者の外部研修参加を求めています。その為にも当協会では、生涯学習制度の一層の充実を図り研修会の更なる充実・強化を図り、公益性実現をめざし対応してまいります。

(基本方針)

以上の状況を踏まえ、平成27年度は次の事業を軸に事業計画を策定しました。

(公益目的事業)

高度な専門知識・技能を持った登録販売者の育成及び医薬品の適正使用を推進する事業

高度な専門的知識・技能を持った登録販売者の育成を図り、医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及に貢献し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

- (1) 登録販売者の育成を図るための生涯学習研修事業
- (2) 医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及事業

(その他の事業)

会員の福利厚生及び情報提供事業

会員の福利厚生・情報提供・加入促進等を行い、薬業の進歩改善を図るとともに、登録販売者である会員の倫理及び職能の水準を高めることを目的とする。

- (1) 会員の福利厚生の充実に関する事業
- (2) 情報を提供する事業等

登録販売者資格試験受験希望者に対するほう集会の実施

I 高度な専門的知識・技能を持った登録販売者の育成及び医薬品の適正使用推進事業

(公益目的事業)

(1) 登録販売者の育成を図るための生涯学習研修事業

登録販売者によって構成される職能団体である当協会が、登録販売者の資質の向上を図るとともに、専門性、客観性（受講確認等）、公正性（販売目的ではない）を持つ研修事業を実施し、登録販売者の育成を図るものである。

・ 登録販売者生涯学習研修会

石川県内の薬局及び医薬品販売業に従事するすべての登録販売者を対象に、厚生労働省発出のガイドラインに沿った研修会を実施する。

・ 全国統一薬事講習会

会員及びその他の従事者を対象に、薬事薬学の知識向上を図るため実施する。

・ 認定登録販売者制度

公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会が行っている、認定登録販売者制度を活用して、実施する。

・ 登録販売者試験講習会（北陸大学にて実施予定）

登録販売者を目指す、受験資格を持った方を対象に、4月から8月までの土・日を利用して、登録販売者試験に合格する為に必要な知識を習得させ、模擬試験等を実施する。

(2) 医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及事業

① 普及啓発イベント

「薬と健康の週間」・「麻薬・覚せい剤乱用防止活動」の期間に、団体として積極的に連携参加し『ダメ。ゼッタイ。活動啓発パンフレット』、『セルフメディケーション啓発用小冊子』『活動啓発用カットパン』等を配布するなどの街頭活動、募金活動等を通して、健康被害の防止及び、セルフメディケーション推進を含む医薬品の適正使用推進事業を実施する。

② ホームページによる普及告知

ホームページを開設し、厚生労働省、石川県、その他の行政機関、医薬品製造販売業者を通して、健康被害の防止や、セルフメディケーションの推進を含む医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及活動を公表する。またホームページに於いて登録販売者生涯学習研修会の実情を公開し、一般県民に対し登録販売者の実情把握を実施する。

II 会員の福利厚生及び情報提供事業（その他の事業）

（1） 会員の福利厚生の充実に関する事業

登録販売者によって構成される当協会の会員の福利厚生及び業業の進歩改善の向上を目的として内規による会員の表彰や国・県に対する各種表彰候補者の推薦等を行う。

（2） 情報提供事業

本事業は、消費者に対し安全で安心できる医薬品の販売を行うために、医薬品を扱うリスク管理として、自己点検により医薬品の取り扱い状況の確認等を行う。厚生労働省薬務局長通知「薬事監視指導要項」に基づくチェックリストを作成し、配布する。

ホームページにより、医薬品に関する情報を公開することにより、最新の情報の共有を図り会員の職能の水準の向上を図る。

（3） 会員名簿の作成

会員への情報提供の一環として、会員名簿を作成し、希望する会員に配布する。

（4） 組織強化（会員の加入促進等）

当協会の組織力強化のため、会員の加入促進として、ホームページ等により広告を行い、登録販売者に関する情報提供等を行うことにより、登録販売者の職能の向上につなげる。

（5） 薬業界関係団体との有効連携の強化

全日本医薬品登録販売者協会を中心に情報の共有化を行い、石川県薬事振興会をはじめとする薬業界全般の関係団体との連携強化を図る。

（6） 賠償責任保険制度

医薬品の販売時における、情報提供及び相談対応の際に生じたミスやトラブルに対応するため、店舗販売業者及び登録販売者が僅かな掛け金で加入できる「賠償責任保険制度」に加入する。

（7） 薬事関係図書の刊行と斡旋

薬事法が改正されるなど大きな変化があった際、制度を周知するため会員に対して図書等を刊行する。また、希望者には薬事関係図書等を斡旋する。

III 管理部門

（1） 組織の拡充と会員の確保

- ① 公益社団法人として、財務の透明化、情報の開示、ガバナンス（内部統治）の徹底を図る。
- ② OTC 医薬品の専門家たる登録販売者の職能団体としての方向性を明確に示し、組織の強化を図るとともに、未加入登録販売者の入会促進に努める。
- ③ 店舗の構造設備に必要なグッズ並びに名札等、改正薬事法に対応するサポートを継続して、実施する。

（2） 業務執行体制の整備と強化

公益法人として、定款による執行体制及び内部規定に沿った活動に努める。